

1 2月定例連絡委員幹事会

と き 令和2年12月1日(火)午後3時～

ところ 市役所 7階 第1委員会室

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

(1) 共同募金地区募金実績報告について（社会福祉協議会）・・・・・・・・・・別添資料

(2) 令和2年度区民館等運営事業補助金実績に関する

中間報告書の提出について（依頼）（地域協働課）・・・・・・・・・・資料1

4 報告事項

5 その他

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくれます。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養の
まちをつくれます。

連絡先	地域協働課地域協働係
担当	齋藤、佐藤
電話	95-9872 (直通)

令和2年12月1日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 中根 雄介

区民館等運営事業補助金に係る報告方法について（依頼）

初秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和3年度区民館等運営事業補助金に係る対象経費（令和2年4月～令和3年3月の運営費及び地代、賃金）について、年度末の報告に向けて準備をお願い致します。

記

1 目的

令和3年度区民館等運営事業補助金に係る補助額の算出資料とする。

2 報告書類

(1) 区民館等運営費内訳明細書（ホームページに掲載）

(2) 領収書の写し、振替を行っている場合は通帳の写し等（項目の記載が必要）。※電話料の基本料金は請求内訳の写し（毎月分）を添付してください。

(3) 借地料に変更が生じた場合は、賃貸借契約書の写し。

3 経過報告

経過報告として、令和2年4月から令和2年12月までの運営費等を令和3年1月29日（金）までに報告してください。※12月分の支払いが、提出期限以降になる場合等は提出時に揃う範囲で構いません。

4 報告先

市民協働部地域協働課地域協働係

5 その他

集会所（鷺塚住宅、家下住宅、砂子、宮下住宅、市営三度山住宅、県営三度山団地）
については、定額補助のため報告の必要はありません。

碧南市区民館等運営事業補助金について

1 区民館等運営事業補助の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

2 補助金の額

(1)	電気料（区民館等に要するもののみ）	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は <u>75万円と75万円を超えた額の2分の1</u> の合計が限度額となる
(2)	水道料及び下水道使用料		
(3)	ガス代及び灯油代		
(4)	電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等定額のもの		
(5)	し尿くみ取料		
(6)	浄化槽清掃料及び点検料		
(7)	借地料	全額	区民館等の床面積3倍までの借地面積かつ、固定資産税課税標準額の原則4%までの借地料が限度額
(8)	用務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。	2分の1 （退職金は除く）	用務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は <u>12万円</u> を補助対象額とする
補助金額		(1)～(8)の合計	1,000円未満端数切捨て

※算定基礎は前年度実績に基づいて行い、当該年度予算額を限度に交付する

3 区民館等運営事業補助金の交付先

区又は町内会

4 その他

(1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。

(2) 借地料および用務員賃金が大きく変わった場合は、必ず事前に地域協働課へご相談ください。

令和2年度区民館等運営費内訳明細書

支出（支出した金額を全部記入）

(区名：)

費用	R2年	R3年												補助対象額		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
電気料																全額
"																全額
上下水道料																全額
ガス																全額
電話																基本料全
し尿																全額
浄化槽																全額
小計																限度額=75万円 +75万円を超え た額の1/2
地代																全額
貸金																総額*1/2
合計																

注 1) 電気料～賃金の金額について……実際に支払った(引き落とし)月で記入し、消費税込みの額とする。

2) 電気料……区民館等運営に要するもののみ。神社関係のもの等は除く。

3) 電話……基本料金とする(回線使用料、屋内配線使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等

定額のもの)×消費税 ※小数点以下は切捨て。 ※請求書の内訳書を全ての月の分を提出してください。

4) 用務員賃金……実際に要した額。但し退職金は含まない。

【領収書・通帳等の写しの注意事項】

①電話料については、料金のわかるものを提出してください。

お客様電話番号 CUSTOMER NO. 2233	請求年月 MONTH OF ISSUE	年 月ご請求分
------------------------------	------------------------	---------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 DETAILS OF CHARGE	金額(円) AMOUNT	内訳金額(円) AMOUNT	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN
◇NTT西日本ご利用分	2,612	2,350	回線使用料(基本料)(事務用) 50 総機収納等伝送機機能使用料 ダイヤル通話料 17
		2	ユニバーサルサービス料
		193	消費税等相当額(合計)
◇合計	2,612	2,612	合計

電話料については、内訳が分かるものを提出してください(毎月分)。

※補助対象は基本料金とします。
(回線使用料等定額のもの×1.1)
※通話料は対象にはなりません。

②通帳の写しについては、何の支払いかわかるように項目を記載してください。



普通預金

6

三井住友銀行	金額	振替金額	取引残高
--------	----	------	------

電話料金	2,594
	50,000
電気料金	15,000
ガス料金	2,100
水道代	4,779
	78,000

碧南花子人件費(5月分)

浄化槽点検料

摘要欄に記載の無いものは、何の振替かわかるように項目を記載してください。
色ペン等で印をつけてください。